

国際会議参加報告：IBA（国際法曹協会） アジア・パシフィック地域フォーラム 「贈賄防止のコンプライアンスと執行」

第二東京弁護士会会員
結城 大輔
Yuki, Daisuke

2016年11月3・4日、International Bar Association (IBA。国際法曹協会) のアジア・パシフィック地域フォーラムが、贈賄防止のコンプライアンスと執行をテーマに、韓国ソウルで開催された¹⁾。筆者は、関連する案件を扱う機会が多いため、本会議全体に参加するとともに、FCPA (米国の海外腐敗行為防止法)に関するセッションでパネリストを務めた。

1 IBA及びアジア・パシフィック地域フォーラムについて

IBAは、1947年に創立された国際法曹団体で、世界160カ国から、8万以上個人会員、190以上の弁護士会等の団体会員を擁する。様々なIBAの活動の1つが6つの地域フォーラムであり、各地域に特有の論点について定期的に会議を開催して、研鑽・交流の機会を設けている。私が参加したアジア・パシフィック地域フォーラムは、2016年は本会議を含め10回、中国、シンガポール、東京、インド等で活発に会議を開催している²⁾。

2 本会議の背景と主要なテーマ

米国FCPA (Foreign Corrupt Practices Act of 1977) とは、米国外の公務員に対する贈賄行為を禁止する米国連邦法である。日本の不正競争防止法の外国公務員贈賄罪 (同法18条、21条2項7号) に相当する性格を持つ法律であるが、厳しい罰則規定と、米国司法省による積極的かつ厳格な適用・執行が、米国外企業にとっても大きな脅威となっている³⁾。FCPAの摘発事例増加も1つの大きな契機となって、国際ビジネス

においては、国境を越えた贈賄防止のコンプライアンスがますますその重要性を増している。

折しも韓国では、本会議の約1カ月前である2016年9月28日、公職者等への金品授受等をその職務権限との関連性を問わずに処罰する「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」(通称「金英蘭(キムヨンラン)法」)が施行され、贈答・接待等に関する適法・違法の線引きが大きな話題になっている時期であった。本会議では、同法の立法に尽力した韓国元大法院(日本の最高裁判所に相当する)金英蘭元判事(上記のとおり、同法は同元判事の名を冠した通称で知られている)自身がキーノートスピーカーとして登壇した。自らの名前が毎日インターネットやテレビで連呼されるのは居心地が悪いと述べながらも、韓国は汚職・腐敗のあしき慣習を変えていかなければならない旨を強いトーンで主張されたのが印象的であった。

1日半にわたって開催された本会議では、当然、この金英蘭法が1つの中心的話題となった(第1セッション、最終第6セッション等)。韓国以外からの参加者にとってはもちろん、韓国国内から参加した弁護士や企業(企業内弁護士を含む)にとっても、韓国検察等当局も参加する場において、同法違反に該当する事例の場合分けや刑法の贈収賄規定との関係について、実務家の分析や考え方を直接聞くことができる貴重な機会となっていた。

贈賄防止コンプライアンスは、韓国はもちろん他のアジア諸国でも一様に重要な取組課題となっており、企業活動のあらゆる場面に影響がある。本会議では、M&Aにおける贈賄防止

- 1) IBA Asia Pacific Regional Forum on Anti-Corruption, Compliance and Enforcement Conference (<http://www.int-bar.org/Conferences/conf745/binary/Seoul%20Anticorruption%202016%20programme.pdf>)。
- 2) 本地域フォーラムの過去開催会議の一覧は、ウェブサイトで確認できる (http://www.ibanet.org/Regional_Forum/Regional_Forum/Asia_Pacific_Forum/Conferences.aspx)。
- 3) FCPAに関する詳細は米国司法省のウェブサイトで確認できる。条文の日本語訳も掲示されている (<https://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-fraud/legacy/2012/11/14/fcpa-japanese.pdf>)。

デューディリジェンス（第2セッション）、内部告発の重要性と告発者への対応（第3セッション）、企業のコンプライアンスプログラムに対する当局の考え方（第4セッション）等、最新実務に関する興味深いセッションが続いた。

3 登壇セッション～米国FCPAの最新動向

筆者が登壇した第5セッションのテーマは「米国FCPA捜査の最新動向と変わりゆく国際的連携のあり方」であり、米国FCPAの厳格な執行の現状と今後の傾向を取り上げた。モデレータは米国大手ローファームの中国オフィスで執務する弁護士と、韓国大手ローファームに所属する元検事の弁護士であり、パネリストとして、韓国の大手ローファームの弁護士、韓国マイクロソフトの社内弁護士、米国大手ローファーム所属で最近まで米国司法省でFCPA執行を担当していた弁護士、そして日本から筆者、という構成であった。モデレータとパネリストが、日本、韓国、中国それぞれにおけるFCPA執行の現状と企業の取組みを紹介し、米国・韓国からは司法省・検察の感覚にも触れるという75分間の濃密なプログラムである。

この点、韓国では、これまで巨額の罰金を命じられた企業の事例が少なからずある日本とは異なり、少なくとも同様の公表事例が存在していない。したがって、日本からのパネリストである筆者からは、日本のグローバル企業が、これまでの事例を踏まえて、現在、FCPA対策を含む海外ビジネスにおける贈賄防止をコンプライアンス上の重要課題と認識し、海外現地法人を含むグループ全体でのコンプライアンスの浸透に取り組んでいる状況にあることを紹介した。

これに関するディスカッションや会場の反応等から受けた印象（あくまでも筆者の個人的感想である。）としては、韓国企業・弁護士のFCPAに対する意識・危機感は、想定していたよりも低い、という点がある。より正確に言うと、この会議全体を通じて何度も飛び交った“Korean, Korean Company”すなわち伝統的な韓国企業と、パネルにも加わった韓国マイクロソフトのような外資系企業や韓国企業の中でも有数のグローバル企業等とでは、状況が大きく異なるという点である。前者ではFCPAについ

て関心も知識も低い一方、後者はFCPA等を十分に意識し、精力的に贈賄防止コンプライアンスに取り組んでいる、という二極化が進んでいるため、日本企業や弁護士は、韓国現地法人を通じたビジネス展開や韓国企業との取引においてこのことを念頭におく必要がある。

そして、特に後者の精力的に贈賄防止コンプライアンスに取り組んでいる韓国企業・弁護士にとっては、日本企業と弁護士のこれまでの経験は非常に参考になるようである。韓国も日本と同じく、民事訴訟でディスカバリ（当事者間で関連証拠を開示し合う義務。違反には重大な制裁が存在する。）がない。したがって、米国のように、弁護士・依頼者間秘匿特権（Attorney-Client Privilege。弁護士への率直な相談が可能となるように依頼者に与えられる特権で、法的助言を得るための弁護士とのやりとりは、ディスカバリの例外として相手方への開示義務に服しない。）になじみがないため、弁護士の関与なく致命的内容や誤解を招く表現を含む文書が社内や海外現地法人との間でやりとりされる等の事態が生じるリスクが大きい。また、特に、これまで外国（特に途上国）の贈賄行為をそれほど深刻には捉えてこなかった経営陣や事業部が少なくないため、いかに贈賄防止コンプライアンスを海外現地法人を含め隅々まで浸透させるかが喫緊の課題となっている状況にも、多くの共通点を感じた。

4 参加しての感想～結びに代えて

本会議で、本分野に関わる韓国検察当局や弁護士等からは、一丸となって贈賄等汚職・腐敗を撲滅する国際協調の波に乗り、できればこれをリードしていくという、金英蘭法施行直後ならではの強い思いが感じられた。

一方、本会議への日本人の参加者は筆者を含めおそらく3名のみ（パネリストは筆者のみ）という点は、日本企業・弁護士にとっての本テーマの重要性に鑑みて、残念に感じた。アジア・パシフィック諸国において、自身が興味を持つテーマに関する専門家と直接交流できる貴重な機会が年に何度も開催されているので、これを利用しない手はないだろう。